

後期基本計画



基本方針 1

健やかに安心して暮らせるまちづくり

—保健・医療・福祉—

1 高齢者・障がい者等福祉の充実

現況と課題

高齢化が進む中で、本市の65歳以上の高齢者数は8,415人で、高齢化率は25.1%（平成22年「国勢調査」）と国の23.0%を上回っており、今後も高齢化がより一層進むことが予測されます。高齢者が、安心して自立した生活が送れるよう、日常生活支援を強化するとともに、活動的で生き活きとした生活を営むために、地域のボランティア活動、健康づくり活動、交流推進活動等を有効に活用できるようなネットワークの整備が必要です。

また、介護保険制度における要支援・要介護認定者数は、増加を続けています。本市では、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの一層の向上を図るために、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「健やかに安心して暮らせるまちづくり」を理念に高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるように福祉サービスの充実に努めていますが、今後は、地域で見回り活動を行うなど、地域全体で高齢者を見守るネットワークの構築が重要です。

さらに、高齢者自身が地域社会の中で、今まで培ってきた豊かな経験や知識、技能を生かせる社会づくりを進めていく必要があります。そのため、高齢者が生きがいを持ちつつ健康で豊かな高齢期を過ごすことができるよう、就労、ボランティア、生涯学習、余暇活動などを通じ、地域社会に積極的に参加できる気運の醸成や教育に努めていくことも重要となってきます。

障がい者福祉施策は、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、さらに平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されることとなり、障がい者を取り巻く環境が大きく変化しています。本市では、近隣市町と連携して「佐賀地区障がい者総合相談窓口」を設置し、障がい者の自立した日常生活支援や相談・情報提供機能を強化しています。

今後、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、就労支援・相談支援・生活支援など、利用者の障がい程度や居住・将来設計等の実情にあわせたサービスの確保と情報提供が必要であり、各関係機関との連携が必要になります。



施策展開の方向

- 高齢者が安心して生活できるよう、地域に密着したきめ細やかなサービス提供と在宅・介護サービスの質の向上を図るとともに継続的な高齢者福祉基盤の整備に努めます。
- 支援を必要とする高齢者を、地域ぐるみで見守るネットワークの構築を図っていきます。
- 高齢者の就労の場や健康づくり、地域活動（公民館等の有効活用）などを推進し、豊かな経験や知識を地域社会の中で発揮できるよう、生きがいのある社会づくりを目指します。
- 障がい者が安心して生活を営めるよう、「障がい者計画」に基づき、さらなる在宅福祉対策・相談支援体制・社会参加支援サービス等の適切な提供を推進します。
- 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域社会や各関係機関と連携し、利用者の実情に応じたサービスの提供を行っていきます。

主な取組・事業等

- 高齢者の介護予防
- 高齢者の介護支援
- 障がい者の就労促進及び就労支援
- 障がい者の相談支援事業
- 障がい者の作業施設の充実
- 高齢者及び障がい者の在宅福祉事業
- 地域包括支援センターの充実
- 障がい者の社会参加促進



関連個別計画

◆ 高齢者保健福祉計画

◆ 介護保険事業計画

◆ 障がい者計画

◆ 障がい福祉計画



2 子育て支援・児童福祉の充実

現況と課題

近年、わが国においては、出生率の低下、都市化や核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。

とりわけ、少子化の急速な進行は、これからの年金・医療などの福祉分野や労働力人口の減少、経済成長への制約等、経済面に影響を与えるほか、子ども同士の交流の機会が減少することによる子ども自身の健全な成長への影響や地域社会の活力の低下など、今後の社会全体へのさまざまな影響が懸念されています。

本市の合計特殊出生率は 1.58 で全国水準 1.39（平成 22 年）をやや上回っているものの、年少人口（0～14 歳）の構成率は 14.1%（平成 22 年「国勢調査」）で、昭和 60 年の 21.0%に比べ大きく減少しています。児童のいる家庭の核家族世帯も過半数を占めており、また、女性の就業率は、すべての年齢層において全国平均、県平均を上回る状況がみられます。

このため、本市では平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」を受け、「次世代育成支援行動計画」を策定し、市民すべてが子育てを温かく応援するまちづくりを念頭に、子どもの未来をみつめながら、子どもが豊かな人間として育つためのよりよい環境づくりを目指して子育てに関する政策や施策を総合的に推進しています。

今後も、行政はもとより市民、学校、地域、事業者などが協力・連携し、社会全体で積極的に子育てに関する施策に取り組むことにより、子どもが心豊かに、たくましく成長できるよう子育て支援に努めることが重要となっています。



施策展開の方向

- 子育てをしているすべての人が、安心して子育てができるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスや児童福祉の充実を図っていきます。
- 地域における子育てネットワークの形成や交流活動の支援など、地域資源を活用した子育て支援の充実を図っていきます。
- 働きながら子育てしている人のために、多様な保育ニーズに対応し、利用しやすい保育サービスの充実を図っていきます。
- 男女共同参画意識の醸成と、父親の役割等の啓発や子育てへの参加促進に向けた取り組みを推進します。
- 本市の自然と風土のなかで、子どもたちがたくましく生きる力を伸ばすことができるよう、学校、家庭、地域の教育力の向上に向けた取り組みを推進します。
- 健やかに安心して出産や子育てが行えるよう、妊婦や乳幼児の健康診査や子育ての支援など、母子保健対策を進めます。

主な取組・事業等

- 乳幼児医療費等助成事業
- 子育て支援事業
- 子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進
- 保育サービスの充実
- 保育施設整備事業
- 放課後子どもプラン事業
- 相談体制の充実
- 子どもを守る地域ネットワークの推進
- 健康増進計画・母子保健計画の策定及び推進



関連個別計画

◆ 次世代育成支援行動計画

◆ 教育の基本方針

◆ 保育方針

3 保健・医療体制の充実

現況と課題

すべての市民にとって「健康」は、人が幸せに生きるための重要な資源としてとらえ、元気に楽しく、安心して暮らすことができるように、一人ひとりが疾病を予防し、健康の保持増進に取り組んでいくことが重要です。

生活様式等の変化に伴い、食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣を起因としたがん、脳卒中、心疾患の三大生活習慣病が疾病全体で大きな割合を占め、全死亡に占める割合が 5 割にも達しており、若年期から高齢期まで増加していく傾向にあります。

国においては、健康増進法に基づき、「次期国民健康づくり運動プラン(健康日本 21)」が平成 24 年 7 月に策定されました。本市においては、これまで健康づくり活動を個別の計画で行っている状況であり、今後は、総合的な健康づくりの推進を行うための計画を策定し、実行していく必要があります。

市内には、平成 22 年度末で、病院 3 施設、一般診療所 23 施設、歯科診療所 13 施設の医療機関があります。高齢化による疾病構造の変化等に伴い、医療に対するニーズはますます多様化・高度化しています。こうした時代のニーズに対応するため、今後は医療体制の広域化や連携強化が一層求められています。

本市では、住民総合健診を神埼・千代田・脊振の 3 会場にて実施しています。今後は、特定健診の受診率を向上させるとともに、個人に即した日常の生活習慣の改善や保健指導を行い、疾病の発症や重症化の予防を図ることが重要です。

また、寝たきりや認知症などの高齢者が増加しており、要介護高齢者の増加を抑制する必要があると同時に、介護予防を目指して、保健・医療・福祉の連携を図る必要があります。

「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを基本に、すべての市民が運動、栄養、休養のバランスのとれた生活習慣を身につけ、充実した人生を送ることができるよう、地域の実情に即した市民の自主的な健康づくりを支援するとともに、若年期からの生活習慣病対策を進め、疾病の予防、早期発見、早期治療、リハビリテーションができる、保健・医療・福祉サービスの一体的な提供体制の整備を図る必要があります。

国民健康保険は、相互扶助の精神に則り、加入者がお金を出し合って、万一の場合の病気やけが、出産などについて保険給付を行う制度ですが、近年、人口構造の変化や高度医療の進展に伴い、医療費は増加の一途をたどっており、国民健康保険税の負担は年々大きくなっています。急速な高齢化の進行や低所得者層の増加のほか、一人当たり医療費の地域格差などの問題により等、厳しさを増してきており、適切な財政措置や制度改革を国などに要請していく必要があります。

施策展開の方向

- 「自分の健康は自分で守り、つくる」という市民の意識を高めるとともに、健康的な生活習慣の確立を図るため、健康診査の一層の充実と受診率の向上を図るとともに、健康づくり及び食生活の改善を目的とした健康教室や健康相談など一次予防及び核となる保健福祉施設等の充実を図ります。
- 市民が健康で生きがいのある質の高い生活を送ることができるよう、地域での健康づくりを支援します。
- 市民の誰もが、いつでも、どこでも適切な医療を受けられるよう、関係機関と連携して、予防から早期発見・早期治療・リハビリテーションに到る一貫した保健医療体制の構築を図ります。
- 国民健康保険については、国民健康保険税の収納率の向上及び加入者の疾病の早期発見と自主的な健康管理のため、保健事業の充実に努めます。

主な取組・事業等

- 母子保健、高齢者医療の充実
- 各種健診、各種検診、予防接種事業
- 保健福祉施設整備事業
- 健康増進計画・母子保健計画の策定及び推進（再掲）
- 救急医療対策事業
- 保健医療体制の充実



関連個別計画

- | | |
|----------------|-------------------|
| ◆ 特定健診等実施計画 | ◆ 高齢者保健福祉計画（再掲） |
| ◆ 介護保険事業計画（再掲） | ◆ 次世代育成支援行動計画（再掲） |



4 地域福祉の推進

現況と課題

急速な少子・高齢化に伴い、核家族や高齢世帯の増加など、家族のあり方に変化がみられるとともに、生活様式や価値観が多様化する中、従来の家庭・地域社会が担ってきた地域における共同体としての意識や支え合いの体制が薄れてきています。

本市においても、平成22年国勢調査によると一般世帯（10,706世帯）のうち単独世帯は2,180世帯（一般世帯数の20.4%）、また、親族世帯のうち、核家族世帯は5,953世帯（同55.6%）で、核家族が過半数を超えています。

こうした中で、核家族化における子育て、青少年の健全育成、ノーマライゼーション^{※1}の推進、介護への対応、DV^{※2}への対応、地域社会で担う役割など、福祉を取り巻くさまざまな課題が浮き彫りになってきています。

これらの課題に対応し、本市では、民生児童委員や各種福祉団体などを中心にすべての市民が豊かな人間関係のもとで安心して生活できるよう、ボランティア活動や地域での身近な助け合い活動など、地域福祉活動に取り組んでいます。誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するためには、今後さらに、地域におけるケアシステムの構築や、ユニバーサルデザイン化等の生活しやすいまちづくりを推進し、必要な時、必要な人に質の高いサービスを提供できるシステムを整備することが重要となっています。

そのためには、個人や家庭では解決することが難しい課題を、それぞれの努力や行政による支援だけでなく、市民相互の「支え合い」によって解決することなど、自助・共助・公助による地域ぐるみの社会的努力がますます重要となってきています。

また、生活に困窮する世帯については、高齢化や生活環境の変化などにより、抱える問題も複雑かつ多様化していることから、実態を的確に把握し、きめ細かな対応をする必要があります。

施策展開の方向

- 市民一人ひとりが住み慣れた地域や家庭で、生活の主体者として明るく快適な生活を営めるよう、自主的な地域福祉活動を促進します。
- 保健・医療・福祉各分野の相互連携を図り、お互いに助け合い、励まし合う地域社会の実現を目指します。
- 地域福祉の推進においては、社会福祉協議会をはじめ、市民・事業者・ボランティア団体・NPOなどC S O（市民社会組織）※3の活動を支援するなど、多様な主体の参加を促進しながら、協働による地域福祉を推進していきます。
- 民生児童委員や母子自立支援員などと十分に連携を図りながら、地域における身近な福祉活動を推進します。
- 生活に困窮する世帯については、それぞれの世帯が持つさまざまな問題や事情から自立できるよう支援していきます。
- DVについては、これを容認しない社会の実現に向けて、被害者の人権を尊重した適切な対応や支援を、関係機関や民間団体等と相互に連携しながら推進します。

主な取組・事業等

- 地域福祉計画の推進
- 地域ボランティア活動の支援
- 低所得者対策（生活保護等）事業
- 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進
- 救急医療対策事業（再掲）
- 保健医療体制の充実（再掲）
- DV被害者支援対策の推進



関連個別計画

◆ 次世代育成支援行動計画（再掲）	◆ 高齢者保健福祉計画（再掲）
◆ 介護保険事業計画（再掲）	◆ 障がい者計画（再掲）
◆ 障がい福祉計画（再掲）	◆ DV被害者支援計画
◆ 地域福祉計画	

※1〔ノーマライゼーション〕：障がいのあるなしにかかわらず、地域社会で快適な暮らしができるようにすること。

※2〔DV〕（ドメスティック・バイオレンス）：同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力である。近年では、同居の有無を問わず、近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

※3〔C S O（市民社会組織）〕：NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体に限らず、自治会、町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織団体を含め称したもの。

5 食育の推進

現況と課題

社会や経済情勢がめまぐるしく変化する中で、私達を取り巻く食環境も変化し、健全な食生活が失われつつあります。

子どもや若い世代の朝食欠食や個食が増加し、毎日の食の大切さを忘れがちになり、また、食料自給率の低迷、食品の安全性に対する不信感、食の洋風化による生活習慣病の増加、郷土食・伝統食離れによる食文化の希薄化など、健全な食生活が失われ、食に関する課題が多くなってきています。

このような中、すべての市民が、さまざまな体験を通じて「食」に関する知識を得て、「食」を選択できる力を養うなど、健全な食生活を実践する「食育」が一層求められています。

本市では、学校給食の地産地消の推進や、保育園への食育出前講座などさまざまな取り組みを行っています。食育を市全体で総合的に推進していくため、食育基本法に基づく「きらりかんどき食育プラン（食育推進基本計画）」を平成 21 年 3 月に策定しました。

今後も、すべての市民が、食べることの意味と重要性を理解し、安全・安心な食生活を営むため、食育を総合的かつ計画的に推進することが重要です。



施策展開の方向

- 市民一人ひとりが、食の大切さを理解し、よりよい食生活を送るために、地域の活動を中心とした食に関する教室等を開催し、市民の食の意識の高揚を図ります。
- 家族と地域の連携強化を図り、保健センター、保育園・幼稚園・学校などで、子どもや若い世代に食の大切さや食文化を伝える環境づくりに取り組みます。
- 学校給食への地元産食材の供給の促進に努めます。
- 地元の消費者が安全・安心な地場産品を直売所等において身近に手に入れることができるような仕組みづくりに努めます。

主な取組・事業等

- 食育推進運動の展開
- きらりかんだき食育プラン（食育推進基本計画）の推進
- 食文化の継承
- 安全・安心な給食の提供と食育の充実
- 西九州大学との連携・協力
- 地産地消の推進
- 生産者と消費者との交流事業



関連個別計画

◆ きらりかんだき食育プラン（食育推進基本計画）

◆ 地産地消推進計画

◆ 次世代育成支援行動計画（再掲）



基本方針 2

力強く活気あるまちづくり

—産業振興・観光振興—

1 地場産業、新産業の育成

現況と課題

経済のグローバル化、IT技術の普及などが進む世界的な潮流の中で、リーマンショック以降、東日本大震災の発生、急速な円高の進行、欧州債権危機など国内外の経済を取り巻く情勢は、厳しい状況が続いています。こうした中、地元企業の活性化を図りながら自立的発展を促進するためには、企業の体質強化・高度化及び産業活動を支援していくとともに企業誘致を推進し、付加価値や生産性の高い産業構造への転換及び地域産業の振興を図る必要があります。

380年の歴史を持つ神埼そうめんについては、本市を代表する地場産業というだけでなく、全国そうめん産地として初の地域ブランド認定となる「地域団体商標」を取得しています。しかし、消費者ニーズの多様化、設備の老朽化、後継者不足等により、販売が伸び悩んでいます。今後は、経営の安定とさらなる展開に向け、これまで蓄積された技術や生産基盤を活用しつつ、生産の共同化・協業化や販路拡大、消費者ニーズに対応した新商品の開発など、新たな取り組みが求められています。

また、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、定住人口の増加や地域の活性化に大きく貢献する新たな企業誘致のために、本市に適した企業の誘致について調査を行うなど、県や関係機関と連携を図りながら積極的な企業誘致の取り組みを推進することが重要です。



施策展開の方向

- 地場産業の活性化に向けて、後継者の育成など、地域ブランド育成支援を図っていきます。
- 神崎市企業連絡協議会等との連携により企業ニーズを把握し、企業の支援を行います。
- 今後、成長が期待される自動車関連企業等、新しい産業の積極的な誘致に取り組みます。
- 経営革新や創業・ベンチャー支援に関する情報提供に努め、県と連携し、各種支援制度の有効活用を促進します。
- 道路網整備や情報通信環境の充実など、企業誘致に不可欠な基盤整備を推進します。
- さまざまなビジネスチャンスの創造により企業立地の魅力を高めるとともに、学術・研究機関や今後成長が期待される産業については誘導策を検討し市内への誘致に努めます。

主な取組・事業等

- 地場産業の振興、後継者の育成
- 地域ブランド（神崎めん）育成支援
- 企業への情報提供や人材育成支援
- 企業誘致の推進
- 県との連携による各種支援制度の活用
- 道路・交通網の整備と情報通信環境の充実



関連個別計画

- ◆ 農村地域工業導入計画
- ◆ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画



2 賑わいある商工業の創出

現況と課題

本市の商工業は9割が中小企業で、生活様式の変化や消費者ニーズの多様化、インターネットの普及、郊外型大型店舗の進出などさまざまな構造変化に直面する中、厳しさを増しており、後継者不足等により空き店舗の増加が進み、地域の賑わいを創出してきたまちの顔となる商店街の活力低下が、市全体の活力へ影響を及ぼすことが懸念されています。

本市の平成21年時点の小売業事業所数は274カ所で平成16年時点に比べ11.9%減少しています。

商店街の衰退を加速させた要因には、モータリゼーションへの対応の遅れなど消費者動向の把握と対応の遅れも一因と考えられます。

商店街の賑わいは市のイメージをアップし、市の元気を感じさせます。賑わいある魅力的な商店街づくりをめざすためには、商業者育成のための活動支援や後継者づくりが重要です。加えて、今後は高齢社会を迎える中で楽しみながら散策できる身近な商店街が必要であり、まちなみ整備と一体的に、駐車場・歩道の整備を行う必要があります。また、空き地を公共的広場として活用することで、商店街活性化に主体的、意欲的に取り組む事業者に対し、誘客を支援していくことも重要です。

さらに、本市の物産品を全国にPRしていくためには、宣伝・販路拡大及び品質向上並びに販売を県下地方自治体等と一緒に進め、産業発展の推進を図っていくことも重要です。

本市の工業については、比較的小規模ながらも業種はさまざまあり、製造業事業所数が平成22年時点で80カ所と平成16年に比べ11.1%減少しておりますが、製造品出荷額等については同期間に7.5%の増加となっております。今後は、歴史と観光のまちという本市の特性を活かし、歴史と風土の中で受け継がれてきた伝統や技術を継承しながらも、消費者ニーズを踏まえた付加価値を高めるなど、地域ブランド化に向けた取り組みが重要です。



施策展開の方向

- 中小企業の育成を図り、商店街活性化のための諸施策を展開します。
- 人が集い、観光客がゆつくりと回遊できる施設整備を進め、あわせて車社会に対応した駐車場等の整備により、中心市街地としての集客機能を高める施策を展開します。
- 農業者団体や産学官等と連携しながら、魅力ある特産品開発の促進を図ります。
- 設備の近代化、新技術開発研究や新規事業化を促進するため、各種融資制度や助成制度の充実を図るとともに、その活用を促します。
- 既存企業の経営の安定化に向けて、商工会などの関係機関と連携し、経営に関する相談や各種融資制度の充実に努めます。

主な取組・事業等

- 商工業者の育成支援
- 商工業後継者の育成支援
- まちなみ整備事業
- 特産品開発
- 中小企業の育成
- 商工業振興事業
- 商工会との連携強化



3 活気ある農林水産業の振興

現況と課題

農業は、本市の基幹産業として米・麦・大豆・園芸を中心に発展してきましたが、近年では内外との価格・品質競争の激化により農業を取り巻く情勢は大きく変化してきています。

また、農業経営においても、米価の低迷、外国野菜の輸入増加に伴う国内価格の低下や、農業従事者の高齢化及び後継者不足など、厳しい状況がみられ、また、耕作放棄地等も増加しています。

本市における平成 22 年の総農家数は 714 戸で、平成 17 年と比較すると 66%減少していますが、一方で平成 22 年の 1 経営体当たりの経営面積は、493a で、平成 17 年と比較すると 351a 増加しています。このことは、集落営農組織の設立と大規模農家の農地集積による経営規模の拡大等が主な要因となっています。

本市の平坦地域では、平成 19 年度の水田経営所得安定対策の導入を契機に集落営農組織や大規模経営農家に水田農業の大部分が集約され、作付の団地化や高性能農業用機械の効率的な利用が進み、省力化とコスト縮減が図られています。

しかし、中山間地域では、中心となる経営体が不足しており、農地集積についても平坦地域ほどは進んでいない状況にあります。

今後、平坦地においては、集落営農組織と大規模農家が連携を図りながら、更なる農地集積を推進し、作業の効率化、コスト削減に努め、法人化も視野に入れながら、経営体の農業経営安定化を図る必要があります。

中山間地域においては、中心となる経営体を明確化し農地を集積し、農業機械等の導入による作業効率の向上とコスト縮減を図り、経営体の育成を行っていくことが重要です。

また、本市全体において、農業後継者の育成が重要な課題となっています。

園芸作物については、平坦地において、いちご、なす、アスパラガス、こねぎなどの施設園芸が、山間部においてはピーマン、ほうれん草、しいたけなど、高冷地の特色を活かした農産物の生産が行われていますが、多様化する消費者ニーズに対応できる新たなブランド力のある特産品の開発が求められています。このため、品種改良や新規農産物の開発を研究し、競争力のある付加価値の高い作物への転換や多品目化を促進することが重要です。

本市における森林面積は、約5,890haで市全体面積の約47%を占めている中で、山林所有者のほとんどが小規模農業経営を主とする高齢者であり、木材需要の低下や価格の低迷も重なり、下刈や間伐等、山林の維持管理が十分でない状況にあります。また、木材を扱う素材業者も年々減少するなど、林業を取り巻く環境は厳しい状況です。

近年、間伐材については、切捨間伐から搬出間伐に切り替わり、間伐材の有効活用が図られるなど、新たな需要が創出されています。

山林は水資源の涵養や土砂の流出防止など、多面的な機能を持っており、こうした側面から、今後も林業の振興策を講じる必要があります。

本市の水産業は有明海を利用した海苔養殖が中心ですが、高齢化に伴う漁家の減少が深刻化しており、後継者を育成するとともに、海苔養殖の協業化、生産の合理化・省力化を図るなど安定的な生産体制を確立させる必要があります。

農林漁業においては、生産と加工・販売の一体化、地域資源を活かした新たな産業の創出を促進するため、6次産業化の推進を図ることが重要です。

施策展開の方向

- 需要が高い農産物や特産物の振興を図り、地元でとれた生産物を地元で消費する地産地消の推進と農業の担い手への育成指導、農業の企業化に取り組んでいきます。
- 観光と地場農作物振興との融合など、農林業と商工業との連携を進めます。
- 農業の担い手と畜産農家が連携した堆肥活用による有機農業や低農薬栽培など、環境保全型農業を推進します。
- 農業の担い手への農地の利用集積や農作業の受委託等を進め、規模拡大や生産の効率化を促します。
- 農業関係団体等と連携し、農業経営の合理化・高度化を進めるとともに、将来の農業の担い手となる新規就農者の育成・確保に努めます。
- 耕作放棄地等の解消に向けた取り組みを行います。
- 農業生産基盤の整備を推進します。
- 林業については、森林組合等と連携し、森林資源の有する多面的機能^{※1}の保全と活用を基本に、市場競争力のある優良材生産や木材の地産地消の推進、搬出間伐材の更なる活用方法の検討、林業企業体等担い手育成を図ります。
- 水産業については、既に確立している「佐賀のり」ブランドを活かすとともに、新たな商品開発など、ブランド価値を向上させる取り組みを推進します。

主な取組・事業等

- 農業後継者（担い手）の育成支援
- 地産地消の推進（再掲）
- 観光農園等整備事業
- 環境保全型農業の推進
- 担い手への農地利用集積
- 農業農村整備事業
- 水田・園芸農業確立対策事業
- 認定農業者の育成
- 耕作放棄地等の実態調査と農業者への指導
- 集落営農組織等の育成支援と法人化の指導・推進
- 農業基盤整備への支援及び推進
- 林業の多面的機能の保全と担い手の育成
- 森林環境整備事業
- 搬出間伐材の公共工事への活用の推進とバイオマス^{※2}資源への活用の検討
- 水産物供給基盤整備事業
- 畜産振興事業



関連個別計画

◆ 農業振興地域整備計画	◆ 水田農業ビジョン
◆ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	◆ 森林整備計画
◆ 環境保全型農業推進方針	◆ 過疎地域自立促進計画

※1 [多面的機能]：森林が持つ多面にわたる機能のことで、生物多様性保全機能・地球環境保全機能・土砂災害防止機能・土壌保全機能・水源涵養機能・快適環境形成機能・保健レクリエーション機能・文化機能・生物生産機能などがある。

※2 [バイオマス]：動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。



4 魅力ある観光の振興

現況と課題

本市には、脊振北山県立自然公園、吉野ヶ里歴史公園、九年庵、下村湖人生家などのほか、豊かな自然をはじめ遺跡・名所など数多くの歴史的文化遺産が点在しており、年間 120 万人を越える観光客が訪れています。中でも、平成 13 年に開園した吉野ヶ里歴史公園には、平成 22 年度で約 64 万人の観光客が訪れています。

しかし、観光資源のネットワーク化が十分機能していないため、吉野ヶ里歴史公園を核施設として十分には活用できていないことや宿泊施設も限られていることなどから、市内の観光施設を巡るといった滞留型の観光地になりえていないのが現状です。

そのため、市内に点在する豊富な歴史的文化遺産や自然を生かすとともに、遺跡地等の有効利用を図るといった観点から、新たな拠点づくりや、本市の魅力や個性を体験できる観光ルートの充実を図り、観光客に市内に滞在してもらい、名所・旧跡等に回遊してもらう方策が必要です。

また、滞在型・通年型観光の構築には、歴史や自然と調和した宿泊施設の誘致に努めていくことが重要です。

さらに、今後の滞在型観光展開の柱として、山間部の滞在型余暇活動（グリーンツーリズム）も重要な課題となっています。

福岡都市圏はもとより、九州新幹線鹿児島ルートの開業に伴う新たな観光客を市内各所に誘致・集客するための施策展開も必要です。



施策展開の方向

- 豊かな自然を活かした観光地づくりのための施設整備を図るとともに、県立自然公園の活用、山間部の滞在型余暇活動を推進します。
- 吉野ヶ里歴史公園を観光拠点とし、新たな拠点づくりや豊富にある地域の個性的な観光資源・レクリエーション施設等をネットワーク化することにより広域的な観光ルートの整備を行います。
- 観光地の美化活動を展開し、一層の観光振興を図ります。
- 宿泊施設や体験・観光農園等の体験型プログラムを構築し、滞在型・通年型観光への展開を図ります。
- 観光案内板や案内サインの充実、主な公共施設における観光情報の発信、観光ガイド等人材育成などにより、来訪者への情報提供の強化を図ります。
- 市内の豊富な観光資源を楽しく回遊できるよう、食べる・買う・憩うなど、さまざまな仕掛けづくりに努めます。

主な取組・事業等

- 自然公園整備事業
- 観光ルートの整備
- 滞在型・通年型観光への展開
- 観光情報の発信とP R
- 観光施設等整備事業
- 観光ガイド等人材育成事業
- 吉野ヶ里歴史公園整備事業（県事業）
- 新たな観光拠点の整備検討

